

平成 28 年度第 2 回宝塚市労働問題審議会 議事録

日 時：平成 28 年 10 月 20 日（木）9 時 30 分～11 時 30 分

会 場：宝塚市役所 3－3 会議室

出席委員：上林会長、小池副会長、新谷委員、橘田委員、
和田委員、幸長委員、福島委員、仲埜委員、
岡委員

事務局：土屋産業文化部長、下浦産業振興室長、桜井商工勤労
課長、溝渕係長、竹辺

関係課：障害福祉課長、地域福祉課長、せいかつ支援課長、
保育事業課長、人権男女共同参画課長、契約課長

1. 開会

事務局より開会のあいさつの後、配布資料及び本日の議事について確認した。

2. 署名委員の指名

会長から、議事録の署名委員に和田委員と幸長委員が指名された。

3. 傍聴の受け入れ

傍聴希望者はいなかった。

4. 議事（結果）

議題（1）宝塚市労働施策推進計画（案）について、及び（2）宝塚市労働施策推進計画概要版（案）について

議題（1）と（2）は一括審議とする。事務局より、宝塚市労働施策推進計画（案）及び宝塚市労働施策推進計画概要版（案）に基づき説明を行なった。委員からの主な意見は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

- 第 1 回宝塚市労働問題審議会に提示した計画案から第 4 章の構成を変更した旨を報告。
- 当初 10 年計画としていたが、総合計画の計画期間に合わせ 4 年計画とする旨を報告。
- 第 3 回宝塚市労働問題審議会小委員会を受け、求職者の動向に有効求人倍率の推移を追加した。
- 第 3 回宝塚市労働問題審議会小委員会を受け、基本目標 3 にパワーハラスメントについての記載を追加した。
- 今後、概要版案 6 ページに 7 つの重点施策の記載を追加する。

《委員の主な意見とやり取り》

議題（１）宝塚市労働施策推進計画（案）について、及び（２）宝塚市労働施策推進計画概要版（案）について

[委員] 計画案20ページに「法定雇用率の達成状況は明らかにできないものの、障がい者を雇用している企業は15.4%にとどまっています」という一文があるが、法定雇用率の達成をめざして啓発を行うことが前提にあるなら、現状について調査するものだと思うが、そもそも法定雇用率の達成状況は市が独自調査をしなければ把握できないのか。労働局等との連携のなかで把握することはできないか。

(事務局) 県単位であればホームページ等で公表されているが、市単位での把握は難しい。実態把握の補完を行うためにも、宝塚市労働実態調査を実施している。

[委員] ここで強調したいことは、市内の事業所では15.4%しか障がい者の雇用ができていないということだと思うが、文章の表現に違和感があった。市独自で現状を把握できないのであれば、そのことについて記述する方が良いと思う。

[委員] 計画案48ページの園芸振興、農業振興についてだが、計画期間内の指定管理者の変更はないのか。

(事務局) 指定管理者は概ね5年間変更はない。

[委員] 市としてこの業者に指定管理者を定めるという方針に読めなくはないので、指定管理者名を記載するのであれば、何年現在のことなのか明記する方が良いと思う。

(事務局) 本計画の中で明記する必要はないと判断し、省略している。

[委員] 計画案51ページの私立保育所誘致整備事業についてだが、整備箇所数の実績値が29箇所、目標値が30箇所ということだが、平成32年度までに30箇所整備するということか。また、「定員の民間保育所」という表現があるのか。わかりにくいので表現を検討して欲しい。

(事務局) 指標は述べ件数を示しているので、平成32年度までにあと1箇所整備するというこ

とである。表現は担当課と調整する。

[委員] 計画案11ページの年次有給休暇制度の有無だが、有給休暇制度はあるべき制度であり、有無という表現だと無くても構わないという誤解を与えかねない。制度整備の有無ということか。

(事務局) 労働実態調査で制度の有無というふうに尋ねており、そのまま掲載している。

[委員] 就業規則上、位置づけられているかどうかということか。

[委員] 年次有給休暇は労働基準法に定められた労働者の権利であり、制度の有無と表現すると無くても構わないという誤解が生じるので、本来あるべき制度であるということについて解説が必要である。

(事務局) 表現を検討する。

[委員] 計画案42ページの市障害者就業・生活支援センターの充実の指標をみると、年間就職者数は実績値が58人、目標値が34人ということだが、減少しているのはなぜか。また、職場定着率は就業開始からいつの時点を目安としているのか。

(事務局) 平成25年4月に法定雇用率が改正されたことを受け、障がい者の雇用意欲が高まったが、その後落ち着きを見せるのではないかという予測から目標値を減らしている。職場定着率の算定方法については担当課に確認し、可能であれば説明を記載する。

[委員] 今後精神障がい者の雇用が義務付けられることをふまえると、法定雇用率は上昇していくと考えられるので、目標値を下げるのは違和感がある。

(事務局) 担当課と調整する。

[委員] 計画案39ページのファミリーサポートセンターの指標は会員数となっているが、会員ではあるが利用したことがないという人もいるので、会員数だけを活動指標にしても意味がない。指標として利用状況も必要ではないか。

(事務局) 担当課と調整する。

[委員] 計画案8ページの有効求人倍率の推移だが、ハローワーク西宮の管轄には宝塚市、芦屋市、西宮市が含まれていることの説明を入れて欲しい。西宮市の状況を記載しているとの誤解を与えかねない。

(事務局) 注釈をつける。

[委員] 計画案30～31ページについて、基本方針3「安心して働くことのできる職場づくり」と事業の方向性「労働実態の把握及び安全で健康に配慮した職場環境づくり」の整合性がとれてないように思う。本市は80%以上が10人未満の事業所であることをふまえると、職場環境ということだけではなく、労働関係法規の遵守をベースにした環境づくりも事業の方向性として打ち出して欲しい。また、計画案32ページの7つの重点施策について、延長保育はなぜ本計画の重点施策なのか説明して欲しい。保育ということで考えると、待機児童の実態も見必要があるし、保育施設の質の問題もある。延長保育よりもそちらの方が重要ではないのか。

(事務局) 担当課と調整し、基本方針と事業の方向性については整合性をとれるように協議する。

[会長] 他の重点施策に比べて延長保育だけが具体的な施策名になっているので、表現を検討して欲しい。

[委員] 今後市はシルバー人材センターとも連携していくと思うが、駐輪場の指定管理者がシルバー人材センターから民間企業に変わったことで、仕事を失う高齢者も多くいる。これまで働いていた人たちが引き続き働くことができる条件があればいいのだが。市としてシルバー人材センターと協力していくことを掲げているにも関わらず、現状に矛盾を感じる。仕事や生きがい、希望を求めてきた高齢者にとっては大きな損失であるし、施策の整合性からも疑問がある。

(事務局) 駐輪場は当初シルバー人材センターに管理を委託し運営してきたが、指定管理者制度が10年前から導入され、その後もシルバー人材センターと特名随意契約により発注してきた。しかし、公平性をふまえて広く民間企業にも公募すべきという観点から、市議会で次の契約から公募にするという意見があった。委託期間が終了し、今回シルバー人材センターを含め何社からか公募があり、検討・採点した結果、現在の民間企業に決定したと聞いている。駐輪場の管理は私たちの所管ではないが公募のことは把握していたので、商工勤労課や福祉部門では高齢者の仕事を担保できるよう配慮をはたらきかけてき

たが、現状のようになっている。今まで従事してきた方が新たに仕事をえられるようにお願いしているところである。シルバー人材センターは商工勤労課の所管なので、シルバー人材センターにお任せできることはシルバー人材センターが引き受けられるように引き続き推進していく。

[委員] 施策体系をみていると、福祉の計画のような印象を受けてしまう部分がある。高齢者、障がい者、子どもなど労働施策に付随する関連施策についてはもっとコンパクトにまとめてはいかがだろうか。また、基本理念に沿った施策体系にして欲しい。計画案29ページの文章を読んでいると、全て市が引き受けるという印象を受けてしまうので、それぞれの労働施策があるなかで国は国、県は県、市は市が取り組むということを明確にしてはどうか。

(事務局) 国、県と共に市も労働施策を担っているという趣旨が伝わるように改める。

[委員] 施策の重点として雇用の確保の視点が大事である。延長保育も大事だと思うが、雇用の確保という点からどういうことを重点として取り組むのかということをはっきりと明らかにして欲しい。

[委員] 計画案39ページの高年齢者就業機会の確保でシルバー人材センター会員数、会員数に占める実就業者比率の目標値が共に上がっているが、先ほど駐輪場のご指摘があったように、これまでシルバー人材センターが担ってきた仕事の何割かがなくなることを考えると、少し違和感がある。見直しが必要ではないか。また、計画案49ページの指定管理者制度の推進だが、本計画とどのような関連があるのか説明して欲しい。

(事務局) 指定管理者制度の推進については、民間の能力の活用の観点から広く公にすることで就業の機会をつくるというねらいがあるが、ご指摘のとおり本計画との関連が見出しにくい。表現、必要性も含めて検討する。

[委員] 女性の就労について、M字型カーブの分析はあるか。本市は事業所が少なく、求人も少ないことや、男性の正規の就業率が高いこともふまえると、専業主婦が多いという地域といえる。就業率の低さを課題としてとらえているのか、地域特性として考えているのか事務局の見解を聞かせて欲しい。

(事務局) 労働力の確保策として国は女性や高齢者の活用を掲げているが、個人の選択によるところもある。しかし、働きたいという希望がある人には支援が必要であるし、働くこ

とができる環境をつくっていくことが行政として大切であると認識している。

[委員] 求人を出しても小規模事業所では苦勞している。正規の求人もあればアルバイトの求人もあるが、実際に働いていない理由を聞くと働く必要がないという人もいるし、扶養の範囲で働きたいという人もいるのが実態である。今後を考えると女性もどんどん働いて欲しいが、このような実態をふまえると、無理に就労を勧めることも難しいと感じるところである。

[委員] 計画案40ページの若者就労支援だが、セミナーの中で職場体験実習を実施しているので、セミナー参加者数から就職決定者の比率を出してもらえば、もっとたくさんいると思う。

(事務局) 修正する。

[委員] 基本方針4の文章に県が含まれていないが、トライやるウィークなどの取組みもあるし、各事業の執行やPRでは市と県が協力していると思うので、県の関係機関と記載してもらえるとありがたい。

(事務局) 修正する。計画案63ページの図も修正する。

[委員] 市民のための計画だが、今のままでは難しすぎて市民向けになっていない。例えば、計画案9ページでは産業分類の説明が必要だと思う。また、第4章の具体的な取組みには縮小はないので、計画案37ページの文章を修正して欲しい。事業を方向性ごとに並べたうえで、重点施策は先頭にくるように配置されているとよりわかりやすい。見やすい資料にしなければ、市民に興味を持ってもらえないと思う。

[委員] 計画案49ページの指定管理者制度の推進だが、公的ワーキングプアの問題と裏腹なので、雇用確保の観点も必要である。

(事務局) 検討する。

[会長] それでは、本計画案を都市計画会議に付議してよろしいか。(異議なし)

以上で、本日の議題を終了する。本日の意見をふまえて事務局に検討をお願いする。

2. 閉会

事務局より、本計画案を11月14日の都市経営会議に付議し議決された場合、12月上旬から1月上旬までパブリックコメントを実施し、1月中旬頃に宝塚市労働問題審議会小委員会を開催し結果と対応を審議する旨、本日の修正については会長に確認のうえ行う旨説明があった後に閉会。

— 以 上 —